

道路維持管理業務に係るプロポーザル評価基準要領

1 目的

この要領は、道路維持管理業務に係るプロポーザルにおける参加事業者から、最も有用なものを特定するため、必要な事項を定めるものである。

2 特定方法

プロポーザル参加者が提出した企画提案書及びそのプレゼンテーション等の内容について評価を行い、評価が最も高い者を事業者として特定する。

3 審査方法

(1) 審査機関

プロポーザル参加者が提出した企画提案書及びそのプレゼンテーション等の内容についての審査は、道路維持管理業務に係るプロポーザル審査会の委員（以下「委員」という。）が、別表「道路維持管理業務提案評価基準表」（以下「審査基準表」という。）に基づき行うものとする。

(2) 審査の実施

4 一次審査

プロポーザル参加者が提出した参加申込書及び添付書類の内容を各審査委員が評価し、総合評価点により評価する。

各項目の評価は A~E の 5 段階及び A~C の 3 段階とし、各評価の配点は下記の評点表のとおりとする。詳しい内容については、別表「道路維持管理業務提案評価基準表」（一次審査）に記載する。

段階	提案の評価状態	配点	
A	非常に優れている	10点	15点
B	優れている	8点	10点
C	普通	6点	5点
D	やや不十分	4点	—
E	不十分・記載なし	0点	—

5 二次審査

プロポーザル参加者が提出した企画提案書の提案内容及びそのプレゼンテーションの説明内容を各審査委員が評価し、点数化した企画提案評価点の平均点に、提案見積書の価格を点数化した価格評価点を加算した総合評価点により評価する。

ア 企画提案評価点

最大190点とし、審査基準表の各項目について各審査委員が評価した点数の平均点と

する。この場合において計算された点数は、小数第2位で四捨五入した値とする。

各項目の評価はA~Eの5段階とし、各評価の配点は下記の評点表のとおりとする。詳しい内容については、別表「道路維持管理業務提案評価基準表」(二次審査)に記載する。

段階	提案の評価状態	配点	
A	非常に優れている	20点	15点
B	優れている	16点	12点
C	普通	12点	9点
D	やや不十分	8点	6点
E	不十分・記載なし	0点	0点

イ 価格評価点

最大5点とし、各項目の評価はA~Eの5段階とし、各評価の配点は下記の評点表のとおりとする。

段階	提案金額	配点
A	契約上限額の範囲内であり、その差が10%以上	10点
B	契約上限額の範囲内であり、その差が5%以上10%未満	8点
C	契約上限額の範囲内であり、その差が5%未満	6点
D	契約上限額と同額	4点
E	積算に妥当性がない	0点

ウ 総合評価点等

企画提案評価点及び価格評価点の合計点数とし、最大200点とする。

6 本要領の失効

この要領は、道路維持管理業務の契約締結をもって失効する。

7 附則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。